⑶　協定債権の譲渡があった場合の処理
本協定案提出日以後に、協定債権の全部の譲渡又は移転等を原因とする債権者名義の変更があった場合には、権利変更及び弁済方法（第２．２に記載）は、当該譲渡又は移転等の前の債権額を基準とする。また、本協定案提出日以後に、協定債権の一部の譲渡又は移転等を原因とする債権者名義の変更があった場合には、当該譲渡又は移転等の前の債権を基準とした弁済額を、各債権者の当該譲渡又は移転等の時点の債権額の割合により按分（１円未満の端数は切り捨てる。）して支払う。

（別紙省略）

東京地方裁判所民事第８部

更生計画案議決権行使方法等

平成２４年（ミ）第１２・１３号
東京都港区芝浦１丁目12番３号
更生会社　株式会社太平洋クラブ
平成２４年（ミ）第１５号
東京都港区芝浦１丁目12番３号
更生会社　株式会社太平洋アリエス
平成２４年（ミ）第１６号
東京都港区芝浦１丁目12番３号
更生会社　太平洋ヒルクレスト株式会社
平成２４年（ミ）第１７号
東京都港区芝浦１丁目12番３号
更生会社　太平洋ティ・ケー・エス株式会社
平成２４年（ミ）第１８号
東京都港区芝浦１丁目12番３号
更生会社　太平洋トリアス株式会社
１　議決権行使の方法　書面投票による行使
２　投票期間　平成25年９月２日から同年10月28日まで
３　決議の組分け　更生担保権者と更生債権者の二組に分けて行う。
４　議決権不統一行使の通知期限　平成25年10月15日
平成25年９月２日

東京地方裁判所民事第８部

平成２４年（ミ）第１４号
東京都港区芝浦１丁目12番３号
更生会社　株式会社太平洋ゴルフサービス
１　議決権行使の方法　書面投票による行使
２　投票期間　平成25年９月２日から同年10月28日まで
３　決議の組分け　更生債権者の一組で行う。
４　議決権不統一行使の通知期限　平成25年10月15日
平成25年９月２日

東京地方裁判所民事第８部

包括的禁止命令

平成２５年（再）第３４号
東京都あきる野市伊奈1248番地８
再生債務者　有限会社丸美建材
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成25年９月２日

東京地方裁判所民事第20部

監 督 命 令

平成２５年（再）第４８号
東京都町田市旭町１丁目14番20号
再生債務者　株式会社シーティーシー
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都港区西新橋１―20―３　虎ノ門法曹ビル608　山下・下田法律事務所　弁護士　下田　　久
平成25年８月30日

東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２５年（再）第４７号
東京都豊島区高松１丁目８番３号
再生債務者　藤野　正三
１　決定年月日時　平成25年８月29日午後４時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年９月25日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成25年10月30日から平成25年11月６日まで

東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２５年（再）第２４号
埼玉県東松山市幸町11番13号
再生債務者　小久保知之進
１　決議に付する再生計画案　平成25年８月26日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成25年10月８日午前10時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成25年９月30日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成25年９月24日
平成25年８月30日

東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

平成２４年（再）第１号
三重県鈴鹿市岸岡町57―１　セントリバーハイツ千代崎Ｃ棟202号
再生債務者　民谷　健一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成25年９月２日　　津地方裁判所
平成２４年（再）第２号
三重県鈴鹿市岸岡町57―１　セントリバーハイツ千代崎Ｃ棟202号
再生債務者　民谷　陽子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成25年９月２日　　津地方裁判所

再生手続終結

平成２２年（再）第１０号
東京都多摩市貝取１丁目５番地１
再生債務者　株式会社チューガイ
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成25年８月29日

東京地方裁判所民事第20部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２５年（再）第３４号
東京都あきる野市伊奈1248番地８
再生債務者　有限会社丸美建材
１　主文　本件再生手続を廃止する。
再生債務者について保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　東京都千代田区永田町２丁目11番１号　山王パークタワー21階　ＬＭ法律事務所　弁護士　島田　敏雄
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成25年９月２日

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第８４号
埼玉県鴻巣市松原２丁目８番13号
再生債務者　松本　　茂（旧姓畠山）
１　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年９月20日まで
４　一般異議申述期間　平成25年10月４日から平成25年10月11日まで

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２５年（再イ）第２０４号
札幌市南区真駒内緑町３丁目５番１―72号
再生債務者　小板　　真
１　決定年月日時　平成25年９月３日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年９月24日まで
４　一般異議申述期間　平成25年10月８日から平成25年10月15日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第１９号
北海道苫小牧市明野新町１丁目16番12号
再生債務者　打田　圭司
１　決定年月日時　平成25年９月２日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年９月24日まで
４　一般異議申述期間　平成25年10月７日から平成25年10月15日まで

札幌地方裁判所苫小牧支部